

## 第 14 期第 3 回かながわ国際政策推進懇話会議事録 (令和 3 年 2 月 7 日 開催)

### 【議事録】

#### (国際課長)

本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、「かながわ国際政策推進懇話会」にご出席いただきありがとうございます。それでは、第 14 期第 3 回かながわ国際政策推進懇話会を開会させていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、神奈川県国際課長の今井です。

本日は、本県が進めている「地域日本語教育」について、今年度 3 回に渡って専門委員会で御議論いただいた内容を取りまとめた「かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）報告書（案）」についてと、「コロナ禍における国際施策」について、委員の皆様から御意見伺いたいと考えております。

「地域日本語教育」については、多文化共生社会の実現に向けて、コロナ禍においても、外国籍県民の皆様の支援につながる喫緊の課題として、着実に進めていきたい取組と考えております。また、現在、緊急事態宣言が延長になりましたが、コロナ禍における国際施策についても皆様から御意見をいただければと思います。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。山下副課長、柴山課長代理、常山グループリーダーでございます。

本日の出席委員の状況でございますが、御都合により 3 名が御欠席となっております。

一般社団法人神奈川県経営者協会事務局長 上谷公志郎委員、愛川町総務部企画政策課長 小川浩幸委員、特定非営利活動法人地球学校理事長 丸山伊津紀委員が欠席となっております。また、本日オブザーバーといたしまして、東京出入国在留管理局横浜支局 安田様が御参加されております。

傍聴者でございますが、この会議は、「かながわ国際政策推進懇話会会議公開要領」に基づき、原則、公開となっておりますが、本日、傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、大橋会長、議事進行をよろしく願いいたします。

### 1 かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）報告書（案）について

#### (大橋会長)

本日は、Z o o mでの開催ですが、次回の会議の際には、皆さんと顔を合わせられるとよいと思っています。この形がいい面もありますが、何回かは、顔を合わせて実施できればよいと心から思っております。

それでは、議事に入ります。はじめに、議題 1 「専門委員会報告書（案）について」、専門委員会の会長である柏崎副会長より説明をお願いいたします。

#### (柏崎委員)

最初にこの専門委員会報告書の位置付けを簡単に事務局の方から御説明をお願いします。

#### (事務局)

まず、「かながわ国際施策推進指針」がございまして、本年度、改定予定であったのです

が、新型コロナウイルス感染症による多文化共生施策やグローバル戦略への影響を見極めた上で改定を行うということで、今のところ改定は見送っております。そうした中であっても指針改定までの間に、本県で地域日本語教育を進める際に、令和2年3月に取りまとめた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」とともに施策推進の拠り所とするものと考えています。そして、指針を改定することになった際には、同じく「施策の方向性」とともにその検討の土台となるものと考えています。

本報告書は、専門委員会として取りまとめるものですが、こうした位置付けを踏まえまして、本日、親会議である懇話会の方にも報告させていただき、懇話会の皆様からの御意見をいただいて、改めて専門委員会にもお伝えした上で、できるだけ反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### **(柏崎委員)**

この専門委員会は、こちらの親会議から、伊勢原市の高梨委員と私が参加していて、他に日本語教育が御専門の神吉宇一さん、ユッカの会の中和子さんの計4名で構成されております。前回の親会議の方でも少し議論になりましたが、教育といった場合には、国際政策全体の中では、むしろ子どもの教育であったり、進学や進路の課題が大きいのですが、この専門委員会で焦点を当てているのは、大人の人たちの日本語学習です。それは、「日本語教育の推進に関する法律」を受けてのことで、法律の中で、地域における日本語教育という柱があって、その部分に対応しています。

1 ページ目から御覧ください。最初のページに「基本理念」と「めざす姿」が載っています。基本理念は「日本語による円滑なコミュニケーションを通じて、外国籍県民等が安心して生活し活躍できる、多様な文化を尊重した活力ある地域社会を実現する」としました。

「めざす姿」は3点にまとめてあります。1点目は、「学ぶ側からの視点」で学ぶための環境が整っていることです。2点目は、「日本語教育を実施する側の視点」で、企業、学校などにおける日本語教育と地域における日本語教育が切れ目なく連携しているということです。3点目は、「他の分野との関係」で、ただ、言語を学ぶ教室を置くということではなく、他の生活課題の対応にもつながっているようにするということです。

2 ページ目の下の方に、コラムのような囲み記事があります。ここでは、ボランティアによる日本語教室のあり方について、特に活発な議論がありました。「教える」、「教わる」という関係ではなく、対等な立場で学び合う場になることが望ましいので、「教室」という表現を見直した方がよいという意見がありました。これは今後の課題ですが、この報告書では、ある種便宜的に、「ボランティアによる日本語教室」という言葉を使っています。

次に、3ページから4ページについて、紙の資料で見いただいている方は見開きになっています。3ページに全体像が図でまとまっています。様々な主体が連携しながら、かながわの地域日本語教育を進めていくことを示した図になっています。それぞれの主体に期待されている役割が、4ページに整理されています。当初、ドラフトの段階では、国や県、財団が上の方にありましたが、下の方に移動して、行政はむしろ全体を下支えするとい

うイメージに合わせました。

5 ページにも図がありまして、こちらは、「市町村における地域日本語教育の進展」をイメージしたものです。Aの日本語教室がまったくない、いわゆる「空白地域」から出発して、最終的には一番下のEの「多様な主体との連携」に至る流れを示しています。ただし書きにもありますが、これはあくまでも例示であって、必ずAからEへ順番に進まなければいけないということではありません。

6 ページには、同じAの空白地域の市町村であっても、いくつかバリエーションがあるといったことが整理されています。この辺りは、各市町村のヒントにさせていただければというふうに考えています。6 ページの後半からは、「施策の方向性」に関する今後の留意点」というセクションになっています。「施策の方向性」というのは、昨年3月に有識者会議で取りまとめたもので、そこにあるア、イ、ウ、エの4つ柱がありました。今回、専門委員会の方では、それぞれどのように具体化するのか、どのようなことに留意すべきか、ということについて話し合っています。

7 ページから8 ページにかけて、細かいのですが、日本語を学ぶことをきっかけにして、あるいは、日本語学習の場と併せて生活課題全般に広げていくという考え方をしています。それが表れているものをいくつか紹介します。例えば、7 ページの左上の「(ア) コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進」の3 ポツ目では、市町村においても独自に実務的なコーディネーター役が必要で、その役割が日本語教育だけではなく、子育て、福祉・防災など、生活課題とのつなぎを行う役割が求められるということを記しています。その下の「(イ) 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換できる会議等の実施」の2 ポツ目では、実態把握のことがありますが、実態把握を進める際にも日本語教育を所管する部署だけでなく、各部署との連携が必要であるとしています。「(ウ) 専門家による日本語講座開催の促進」では、8 ページ目に入って、下から2 つ目のポツでは、言語だけ単体で学んでも地域生活で使えないと意味がないということで、保健福祉や就労などと掛け合わせたような講座が必要であると指摘しています。

他に、少し別の視点になりますが、9 ページに進んでいただいて、「(イ) 情報の収集と提供・相談対応・学習支援」では、オンライン化にも言及しています。コロナ禍で地域のボランティア教室の皆さんも大変苦労されていらっしゃるかもしれませんが、その一方で、オンラインだから参加しやすいという方もいて、ICTの活用というものが今後、重要になってくると思われま。9 ページの最後の部分では、外国籍県民や支援者だけではなく、一般県民の理解やサポートが非常に重要ということで、「やさしい日本語」の普及や活用を図っていく必要があるということをお述べております。

10 ページ目では、こうした留意点を踏まえて、どのように事業展開を図るかという部分になります。ここは1点だけ紹介しますが、最初の「ア(ア) 総合調整会議」の2 ポツ目に、「かながわ国際政策推進懇話会」がその役割を担っているというところがあって、今まさに、このように行っていることを検討するための会議体は、別に設置した方がよいのではない

かということがあります。

12 ページですが、ここでは地域日本語教育との関連が深い分野ということで、教育と労働を取り上げています。2名ずつ4名の有識者に事務局からヒアリングを実施していただきましたので、その内容を整理しています。「(1) 教育分野との連携」ですが、現状のところは、県教育委員会が実施している内容を記載してあります。13 ページからの「イ 主な指摘事項」というところが、有識者からのヒアリングをまとめた部分となります。今回は早稲田大学の池上摩希子先生、横浜国立大学の嶽肩志江先生に伺っています。項目としては、「学校での支援に関する視点」、「未就学児（幼児）への支援等に関する視点」、「多様な主体との連携に関する視点」というふうに分けてありまして、この「(ウ) 多様な主体との連携に関する視点」の3ポツ目、14 ページの一番上の部分になりますが、地域の日本語支援・学習支援の場が、学校でも家でもないサードプレイスとして大切な居場所になっているといった指摘がありました。

次に、「(2) 労働分野との連携」というところですが、ここにも有識者ヒアリングに関する記述があります。京都大学 安里和晃先生、東京都立大学 丹野清人先生にお話を伺っております。現状のところでは、今回、日本語教育の推進に関する法律で、事業者の責務も規定されておりますが、事業者の意識には格差があって、雇用する外国人に対する対応も異なる、そこに難しさがあるということが出発点となっております。14 ページから 15 ページの「イ 主な指摘事項」では、「事業者に関する視点」と「労働者に関する視点」で分けて記載してあります。例えば、「(ア) 事業者に関する視点」の「a 事業者における日本語教育の現状やその役割」の3ポツ目、外国人労働者に日本語を勉強してもらうことを投資と考える、生産力向上につなげようとする企業がある一方で、日本語教育をコストと捉え節約しようとする企業もある、放っておくと二極化してしまうといった指摘がありました。

15 ページでは、教育と労働に加えて「その他の分野」として、ICTの活用など、いくつか記しております。報告書は以上のような内容となっております。

全体として、外国につながる方々が、地域で安心して暮らせるようにコミュニケーションの媒介言語として日本語を身に付ける機会を提供する。ただし、言語に狭くフォーカスするのではなく、その周りの生活課題全般に対応すること、相互理解や地域参加を進めていくことが大切という観点を打ち出したものとしております。だいぶ駆け足になりましたが、私からの報告は以上です。

#### **(大橋会長)**

私個人的には、とても重要な点を示していただいていると思います。皆さんから質問も含めて御意見などがあると思いますので、20分くらいで御質問や御提案をお願いいたします。

#### **(坪谷委員)**

細かくまとめていただき、理解を深めることができました。神奈川県として、こういった施策の方向性に基づいて、実際どのように具体的な事業を展開していくのか、今後の予定を県としては是非伺いたいと思います。このような事業を行うといった場合には、予算も付けた

くてはいけないと思いますし、今後、調整会議というものが事業を具体的に決めていったり、事業が単年度ごとだと思えるので事業を強化をしたり、事業に対して評価をするなど、そういった機能を持つようなものになるのでしょうか。また、コーディネーターを配置するという事は、とても重要な視点だと思いますが、実際に県として、県下の市町村などに何名ずつ配置をされるのか、そういった募集とかはどうなるのかなど、その辺りの具体的な今後のスケジュールや、この事業を展開していく上での実務的な流れはどのようになっているのか教えてください。

#### **(柏崎委員)**

総合調整会議というものは、今のところ、この懇話会が形の上では兼務しているような形になっています。それを今後どうするのか、ということが課題であると思います。10 ページのところ、今後の事業展開とあって、「(ア) 総合調整会議」はどうしていきましょうかという段階だと思うのですが、(イ)以下では、コーディネーターの配置など、県のレベルでは始まっている部分もありますので、事務局の方から今年度にこのようなことをやっているということを御説明いただくことでよろしいでしょうか。

#### **(事務局)**

令和2年度から具体的に予算を付けて事業をスタートしています。柏崎委員からもお話いただいたように10 ページのところにある程度体系立てて今取り組んでいるものが記載されています。あるいは、今後、実施しようとしていることも記載されています。まず、「(ア) 総合調整会議」のところ、全体の調整を図っていく形です。先ほど、評価という話がありましたが、まだ、具体的に評価というところまでたどり着いてなく、これから事業を行うところなので、総合調整会議などでいろいろな御意見を伺いながら、事業を磨いていくのだらうと考えています。また、県全体として底上げができるように市町村との連絡調整会議を設けています。先ほど御質問をいただいた(ウ)のコーディネーターについては、令和2年度から県下に1名総括コーディネーターというものを置いておきまして、加えて、地域コーディネーターとして3名を各地域の具体的な分担を決めて置いておきます。それから、実態把握やニーズ調査、市町村への財政的支援というものも今後行っていきたいと考えています。実際の日本語の講座ということでは、(カ)の専門家による日本語講座を令和2年度は、かながわ国際交流財団に委託しておりますが、初期段階の専門家による日本語講座ということで、2つのレベルを設けて行っております。また、地域の相互理解も大事ということで、11 ページにあります、ウの(ウ)にあるような地域日本語教育に関するフォーラムで、地域住民の方に多文化理解を知っていただけるようなフォーラムなども令和2年度から開催しているといった状況です。

#### **(坪谷委員)**

既に始まっているものと、今後始めるというものが、この報告書では分かりにくかったと思います。令和2年度から始まっているということであれば、予算も付いているということですし、令和3年度からということであれば、これから予算を取っていきますというような

話にもなると思います。そうであれば、そういった根拠などもお示しいただいた方がより正確にこの事業を推進していくものにつながるのではないかと思います。この報告書を見ただけでは、これから全てやりますというようなイメージになってしまう。せっかくこれだけ既に展開されているのであれば、既に実施済なども書いていただいた方がよかったですのではないかと思います。評価の点は、もちろんこれからになるとは思いますが、調整会議でも他の会議でもよいので、何らかの会議体が政策の評価として、事後評価を行うことが必要であると思います。また、その前の段階で行う調整会議は、政策を作る会議なのか、事業を具体的に考える会議なのか。政策を推進していくということで考えると、「調整」という名称ではイメージが弱いように思うので、そういったところも明記していただきたいと思います。

**(大橋会長)**

すばらしい点を御指摘いただいたと思います。他の方はいかがでしょうか。

**(高橋委員)**

1 ページの日本語教育のめざす姿のところですが、全体像が3項目で分かりやすく書いてあると思います。一つは、このめざす姿の中で、外国につながる人たちが、小学校、中学校、高校から社会に参加するという流れの中で、残念ながら、教育や日本語の部分からこぼれている子どもたちや、若者がいるという現実があります。県の施策として、めざす姿に取り組むとしたら、もう少しセーフティーネットが必要であると思います。例えば、ヤングケアラーと言われている、兄弟の面倒を見て学校にいけない子どもがいます。また、学齢超過で15歳を超えていて学校に行けない子どもたちや、夜間中学の問題、学校を中退してしまう子どもたちもいます。教育や日本語のところで、もう少し地域の受け皿としてのセーフティーネットをきちんと作っていかなければいけないと思っています。かなり目に見えないところで、そのような子どもたちがいるということに私たちはぶち当たっています。そういったことを教育行政にお願いしてもなかなか現実的には受け入れてもらえないので、そういった課題があることをもう少し考えていただきたいと思います。また、社会参加というところで、家族滞在の方への支援をたくさんしていますが、家族滞在の方たちへの制度は徐々に改善されて、高校を卒業していれば、特定活動や定住のビザに変えられるようになってきていますが、特定活動になったら、その後どうなるのかということ、今、子どもたちが不安に思っています。働いて、特定活動で、結婚ができるのかといえば、今の段階では、それは認められていません。いつになれば日本に定住できるのかという見通しもないまま、今企業に内定をもらっている若者を何人も支援していますが、本当にこの後どうなるのかということが施策的にも見えない。労働界とのつながりもそうですが、企業や在留資格の関係では法務省と、そういった課題も含めて何か話し合う場を作っていただく必要があると思います。現実的にそういった子どもたちが困っているの、セーフティーネットという意識を持つことができないのかと考えています。

**(大橋会長)**

単に日本語を身に付けるということではなく、対等な立場として生活の中で、こういった

ものを生かしていくということなので、非常に重要な点について御意見をいただいたと思います。実施ができるのかどうかということもありますが、神奈川県だからこそ、このような声を上げていくということが重要であると思います。他にいかがでしょうか。

**(沼尾委員)**

今回、就学前の子どもたちのこともしっかりと視点に入れるということで書かれていますので、そういったことが重要であると思います。教育との連携というところで、学校と書いてありますが、園・学校との連携という視点が必要になってくるのではないかと思います。今、外国籍の子どもたちが保育園で非常に多くなっています。やはり、保育園の保育士さんたちも日本語の分からない子どもたちと出会ってどうしたらいいのか、あるいは、母語で育てられた子どもたちが、保育園の中で日本語とどう出会って行って、日本語をどう獲得していくのか、この辺りのことも非常に重要であると思います。その子どもたちも日本で長く生活していくことになると思うので、保育士に対するサポートも必要であると思います。教育委員会の方では今回、手引きを作ったということですが、保育士に対しても日本語との出会いをどのように作っていくのかという手引きのようなものがあればよいと思います。教育委員会との連携というところでは進んでいるとは思いますが、県の福祉子どもみらい局との連携が重要であると考えます。教育との連携といったときに、保育は教育ではないということになるので、図の中の学校のところにも園を入れていただけたらありがたいと思います。先ほど、サードプレイスのところで、子どもたちもそのようなところで学んで、元気になっているということもありました。地域日本語教育については、政府の施策の中では、大人の日本語教育というしほりがあるということですが、今後、サードプレイス的なところで、神奈川県の地域の住民の中には子どももいるということ、地域日本語教室の対象は、長期的には、大人だけではなく、子どもも含まれるということを示していただけたらありがたいと思っています。

**(大橋会長)**

すばらしい点だと思います。他にいかがでしょうか。

**(富本委員)**

キーワードとなったのが連携であると思います。3ページ4ページのところで、特に4ページの「各主体に期待される役割」という部分ですが、ここでは、縦割りのように書かれている雰囲気があります。市町村も日本語関係の部署だけではなくて、保健や福祉などの他の部署との連携が必要であるということや、学校のところも就学前の保育園との連携や、中学校、高校と進んでくると進学に必要な日本語、就職に必要な日本語というように、時間軸で地域の日本語教室との連携も出てくると思います。この4ページの「県民・住民」のところだけ「橋渡し」という表現が出てくるのですが、可能な限りで構わないので、取りこぼしのないように、横のつながりを表せる「橋渡し」や「連携」というような表現が入るとよいのではないかと思います。

**(大橋会長)**

他にはいかがでしょうか。

**(柳委員)**

普段は、外国人すまいサポートセンターというところで、生活相談を受け付けている立場でもあります。日本語の習得だけではなく、生活面に密着した形で進めて行かなければいけないという視点が盛り込まれているということは、とても大事なところだと思います。このところがしっかりと成されていけば、なんとか生活はできていても何か一つ起こったときに、保険や税なども含めて、とても困ってしまうという状況が多いので、それを防ぐためにも重要な視点だと思います。この視点が盛り込まれているので、すばらしいと思いました。4ページの「各主体に期待される役割」の話が出ていましたが、主体として外国人コミュニティというところは考えることができないのかと思いました。外国人側も自分たちの日本語教育をどのように進めて行くのかというところでは、一つの主体という視点があるのではないかと思いますので、盛り込めそうであれば是非お願いしたいと思います。

**(大橋会長)**

実は、私もそれを発言しようと思っていて、3ページの外国籍県民が受け手として書かれています。この中でも、ネットワークとして動ける主体という側面も、どこかで示してもよいのではないかと考えておりました。

**(尾家委員)**

めざす具体的な像が描かれていて、とてもすばらしいと思っています。現在、外国籍県民の方など各主体の方々が頑張っておられる中で、この施策で、その方々が振り回されないようにしていただきたいと思っています。例えば、日本語の教育を推進していくときに、日本語ができないとダメだというような誤ったメッセージにならないようにしていただきたいと思います。私に関わっている外国人の中にも本当は日本語を勉強したいが、なかなか仕事が忙しくて行けない方や、子どもが大変で行けない方がいらっしやって、そういった方でも何度でもチャレンジできるような体制ができればよいと思いました。また、行政の支援と書かれていますが、ここは大変大事なところであると思います。今回、法律に基づく事業がありますが、この先何年というある程度の見通しを持って、例えば10年、20年のスパンでやっていくということを示していく必要があると思います。単発で終わってしまうような事業であると、それに皆が振り回されてしまうということがあるのではないかと思います。日本語もちろん大事ですが、日本語ができない方でも外国籍県民として受け入れるということを示すためには、今、既にやられている多文化理解ですとか、多言語でのサービスというものは引き続き重要であると思いました。

**(大橋会長)**

私から最後に、労働の部分で、技能実習生の監理団体の役割や責任が本当はとても大きいものであると思っていますので言及していただく必要があると思っています。また、落ちている部分としては、私はインドやバングラデシュが専門ですが、レストランで働いている人は、それらの店主がビザをちらつかせて連れてきて、とても安く働かされていることがあります。

す。レストランにいる人は、いつまでも日本語が話せなくても非常に良くない条件で働かされています。そういう意味では、レストランも事業者の一部には入るとは思いますが、外国人なのでなかなか伝わらないところがあります。悪意か善意かは別として、そのようなところにも目配りをしていく必要があると思います。労働者、事業者と言っても日本人だけではないということや、技能実習生であれば、監理団体が責任を負うので、そのようなところにも言及してもよいのではないかと考えています。

今日、御意見があったところを事務局の方で取りまとめて、また専門委員会で検討していただき、反映できるものは反映するという形の進め方でよろしいでしょうか。

**(事務局)**

そのようにさせていただきます。

**(大橋会長)**

個人的には、専門性が必要であると思いますが、今のところでは、このような幅広い点を取り入れながら、徐々にきちんとしたものを評価も含めてできるようにしていければと思います。行った主体が評価をすることが一番正しいとは思いますが、全体を自分たちで確認しながらよりよい形にしていければ、モデルとしても意味があるのではないかと考えています。

## **2 コロナ禍における国際施策について**

**(大橋会長)**

次に議題2「コロナ禍における国際施策について」事務局より説明をお願いします。

**(事務局)**

資料2「コロナ禍における国際施策(令和2年度事業)について」御説明します。資料は、コロナ禍において本県が実施した主な事業と延期や中止となった事業をまとめたものです。また、それぞれの事業には、「かながわ国際施策推進指針」の位置付けとして、基本目標と施策の方向を四角囲みで記載しています。

まず、「1 外国籍県民等への支援」、「(1) 多言語情報支援等の取組み」「ア 「多言語支援センターかながわ」の体制強化」については、本県で設置している11言語による多言語コールセンターについて、新型コロナウイルス感染症に関する問合せ増加等へ対応するため、対応する言語スタッフの確保等、運営体制を強化しました。

2ページを御覧ください。「オ 「外国籍県民かながわ会議」のオンライン開催」については、本日もこの後、一部の委員の方には御参加いただく予定ですが、こういった会議についても感染防止に配慮しながら、10月から外国籍県民会議をオンラインで実施しているところです。「(2) 留学生支援への取組み」では、「ア 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」等による留学生支援」と「イ 留学生の就職支援」について、オンラインでの相談や講座の開催等を行いました。「(3) 外国につながるのある子どもたちへの取組み」については、県教育委員会で行った事業を記載しています。

3 ページを御覧ください。「ウ 県立学校における支援」については、令和2年度から横浜北東・川崎地域の県立高校の生徒を対象として、外国につながるのある生徒への日本語指導を中心とした支援を充実していこうということで、懇話会委員の高橋委員が所属する ME-net さんが事業に関わっていただいております。先日、担当職員がお話を伺わせていただきました。高橋委員ありがとうございます。「2 地域日本語教育の総合的な体制づくり」は、議題1で御説明したとおりでございます。

4 ページを御覧ください。「3 国際展開等の取組み」ですけれども、「(1) 中小企業の海外展開支援」、「(2) 外国人観光客への情報発信」、「(3) 外国人観光案内ボランティアの育成」は、なかなか海外渡航もできないところではございますが、オンライン等を活用しながらセミナー等を実施したというところがございます。

5 ページを御覧ください。「4 イベント、国際交流事業等の中止・延期」では、多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」の中止や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期、友好交流先等との国際交流の中止・延期について記載させていただきました。

資料の説明は以上になりますが、我々が国際施策の展開にあたり拠り所としております「かながわ国際施策推進指針」の改定については、新型コロナウイルス感染症による多文化共生やグローバル戦略等への影響を見極めた上で、本県の新たな国際施策を検討したいと考えており、現状を見ますと、なかなかすぐに指針を改定することは難しい状況です。こうした中であっても取組は進めていかなければなりませんので、委員の皆様には、コロナ禍においても国際施策を進めて行く上での留意点等について本日お伺いしたいと思っております。

#### **(大橋委員)**

御説明いただいた点や、コメント、あるいはこのようなことを加えた方がよいなど、いろいろな御意見があると思いますので、積極的に御発言ください。

#### **(柏崎委員)**

コロナ禍でとても大変なことは、おそらく就労に関することではないかと思えます。元々外国籍の方たちで非正規雇用であったり、サービス業であったりということで、大きな打撃を受けているのではないかと思えます。ここでは、1の外国籍県民等への支援や相談に当たるのではないかと思えますが、そうした生活に関するニーズについて、普段あまり相談を必要としていなかった人が、いざというときにどのように支援につながるができるのか、ということが課題ではないかと思いました。それとともに、親の失職が子どもにも大きな打撃を与えてしまうということで、子どもへの支援も緊急のものが増えているのではないかと思えます。そうした面と、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供というものが両面で必要だと思えますので、難しい課題ではあるとは思いますが、外国籍県民等への支援の充実を図っていただきたいと思えます。

#### **(坪谷委員)**

相談が増加したと書かれていますが、どのくらい増加をしているのか、言語別はどのようなかなど、そういったデータがあった方がよいのではないかと思います。内容についても労働や就労の部分など、どのような分野に問題があったのか、また、感染症対策、医療、健康など、どのような分野の相談が多かったなどの分析がなければ、何をどのように支援したのか、どのようなことに本当に困っているのかなど、次の支援につながらないのではないかと思います。個人事業主の方であれば、国・政府から出されているような各種の補助金などの情報が、多言語で皆さんに伝わっているのか、そういった問題などももう少し明らかにしないといけないのではないかと思います。

#### **(事務局)**

事務局から補足をさせていただきます。資料2を示させていただいたところではありませんが、委員の皆様には、この資料2に対する御質問や御意見ということではなく、来年度以降に県として国際施策を展開する上で、こういったことに留意した方がよいなどの御意見を伺いたいということが主旨となっております。コロナ禍においても委員の皆様にはそれぞれの分野で御活躍いただいていると思いますので、その中で、国際施策に関連して、課題に感じられていることや、県としてこのようなことに配慮してほしいなど、委員の皆様一人ひとりに簡単に2分程度でお話いただきたいと思います。

また、多言語支援センターにつきましては、昨年度は1月平均800件くらいの間合せ件数でしたが、今年度については、1月平均1,000件から1,100件くらいの件数で、増えております。多言語支援センターについては、かながわ国際交流財団に委託をしております富本委員が中心になって対応いただいておりますので、富本委員の御意見の際に補足をいただければと思います。

#### **(大橋会長)**

柏崎委員と坪谷委員には御発言いただきましたので、次に金井委員にお願いいたします。

#### **(金井委員)**

2ページ3ページに学校の関係が記載されていることに関連して、教職員組合の方々から、現時点でコロナ対策を含めていろいろな話を聞いています。特に、記載されている内容は重要であると思いますが、コロナの関係でICTの進捗が異常なペースで進んでおり、タブレットやパソコンの配備などが進んでいます。医療現場に近いような形で、現場からは、これからどう対応するのかという話を聞いています。現在、各地方自治体の予算はだいぶ付いているようなのですが、全体像を見ながら進めていくしかないのではないかと思います。大変重要な項目なので、現場の方たちとも調整する必要があるのではないかと思います。その辺りを心配しているので、来年度に向けてバランスを見ながら進めていただければと思っています。

#### **(大橋会長)**

学校現場でのICTの進展や、いろいろな変化に伴って予算措置がきちんと行われるのかということで御意見を伺いました。

**(富本委員)**

かながわ国際交流財団で多言語支援センターを担当していますので、簡単に皆さんの疑問にお答えしたいと思います。今年は、月 1,000 件、1,200 件平均で相談が増えています。その中でコロナに関することや、健康に関すること、例えばPCR検査はどこで受けられるのかといった相談や、実際に陽性になった方からの相談も多いです。私たちとしては、適宜、住んでいる地域の医療機関を御紹介したり、県や市のコールセンターとつないで通訳をしながら支援につなげることをしています。健康面については、やはり情報が伝わっていないと感じています。なぜ感染するのかなど、私たちが毎日聞いている「3密」という言葉が知らなかったりすると、情報が伝わっていないと感じます。支援については、今まで外国人が支援の対象になっていなかった貸付などについても支援が受けられるようになっているものもあります。ただ、日本人の方々もそうですが、数か月は支援は続きますが、その後はどうなるのか、仕事を失った方も多いため、長期的にどうするのかということが悩むところです。外国人の在留資格についてもなかなか解決が難しいような相談も寄せられています。今後、私たちは、多言語で言葉の面でのつなぎ、お手伝いということではできますが、社会全体として、社会的弱者になりがちな外国人の方をどのように支えていくのかということは考えていかなければいけないと思っています。

**(大橋会長)**

まさに、一線でいろいろなことに向かっていらっしゃるのだと思います。

**(森田委員)**

国際施策について、JICAから御協力が可能なものを情報提供という観点からお話させていただきます。一つはみなとみらいにあります海外移住資料館について、特に多文化共生、学校教育、各会社や組織において、役立てていただければと考えています。特にコロナ禍では、オンラインで海外の声を直接届けられるように、いろいろな新しい取組を始めております。具体的には、月1回オンライン講演会ということで、北米・中南米の事情が分かるような内容を講演で行っています。また、子ども向けに、家でゲーム感覚で海外について学べるような「おうちミュージアム」というコンテンツを用意して、もうすぐ当館ホームページにアップいたします。JICA海外移住資料館ホームページには、コロナ禍でも活用いただけるような大人向け、子ども向けの様々なコンテンツがありますので、神奈川県の皆様も御利用いただければと思っています。もう一つは、外国人の受入れに関して責任のある外国人労働者受入プラットフォームを今年度立ち上げております。外国人材受入れについての情報提供やいろいろな問題の把握など、政府と現場とのつなぎを作っていくことが目的となっていますので、こちらについてもまず存在を知っていただければということで御紹介いたしました。

**(大橋会長)**

そのプラットフォームについては、私たちもこれから知っていくようにしたいと思います。

**(柳委員)**

日頃、相談を受けている中で言いますと、就労の問題からすまいのところへの外国人の問題がコロナ禍において増えてきていると思っています。国際課の方でもすまいサポート店と不動産店など、すまいに関して担当しているところがあると思うので、その部分に対してコロナ禍において、どのように働きかけていくのかという視点もあるのではないかと考えています。外国籍県民かながわ会議がオンラインで開催されているということですが、これについては、懇話会との連携も継続して、できるだけ一緒にやっていくことが必要なのではないかと考えています。また、国際交流事業等の中止・延期というところで、コロナ禍で開催が難しい、できなかった、ということは、確かにあったと思いますが、イベントができなかった上で、どのような対策を取ってきたのかということが、もう少し必要なのではないかと考えています。できなかったから中止しました、できるようになったらやります、ということではなく、あーすフェスタであれば、次に向けてどのように継続していくのかということで、今年度も動いている部分があります。できなかったのであれば、どのような対策を取っていくのかということが必要なのではないかと考えています。

#### **(高梨委員)**

今回、こういったオンラインの会議に参加させていただいて、今まであまり経験がなかったので、やっと慣れてきたように思っているところがあります。こういった方法での配信というのは、例えば、いろいろな講演会や講座などでも進んできて、日常的になってきたのではないかと考えています。5ページのところで、いろいろなイベントが中止になっているという記載がありますが、今後は、こういったイベントなど、多文化共生の理解をしていただくための発信だと思しますので、そういったところをどのように発信していくのか、発信ができているのであれば、それをどのように知っていただくのかということが課題になってくるのではないかと考えています。

#### **(高橋委員)**

コロナの影響で、こちらの相談もやっている中で、具体の相談に個別に対応してるものもあります。留学生支援という枠組みがありますが、留学生の人から話を聞くと、生活に困っているとか、仕事を失っているとか、そういう方はとても多いですが、そういった留学生への支援ができていのか見えないと思っています。情報提供に留まっているような気がしていて、きちんとした支援になっているのか疑問があります。もう一つは、地域日本語のビジョンのところですが、オンラインの日本語というところで、施策の中でオンラインの日本語をどのような形にしているのかということ、悪い言い方をすれば、全て団体任せになってしまっていると思います。学校がオンラインになるといったときにも、学校自体もオンラインで発信する機能がなかったりする場合もあります。地域の日本語教室でもオンラインにできるところとできないところがあります。企業でもオンラインで日本語教室をできる場所もあれば、できないところもあります。このような状況なので、オンラインで日本語ができるようなことをもっと県が積極的に施策として行う必要があると思っています。県が、支援や場所を提供するなど一歩踏み出していないと、この機会にオンラインの日本語が普及

していかないのではないかと考えています。3ページの県立学校における支援は、今年度から県の教育委員会の予算で、子どもが川崎高校の場所をお借りして地域日本語をやっていますが、今、コロナの関係でオンラインで行っています。高校生年代になるとオンラインの環境が整っていますが、最初はかなり丁寧に使い方を教えないと入れませんでした。ただ、一回は入れれば、子どもたちは順応するので、今は、オンラインでの参加が多くなっています。1日に30人くらい参加していますので、そういった意味では、もっとオンラインを活用した方がよいのではないかと考えています。また、この事業については、事業を行っている地域に入っていない高校の方からいろいろと要望が上がっているようではあります。子どもたちからも、どうして自分たちが入れないのかという要望があり、参加したくてもできない子どもたちがいるので、なんとか全県的な広がりであればと思っています。これは教育委員会のマターであるとは思いますが、是非後押ししていただければと思います。

#### **(尾家委員)**

私は弁護士であります。今回コロナで、改めて外国人の方々の司法アクセスの悪さということが露呈したと思っています。弁護士会、裁判所いずれも緊急事態宣言のときには、ほぼ機能が止まり、相談窓口も閉じて、裁判所も動かなくなってしまったということがありました。そういった中で、県や市町村の相談窓口は外国の方々がつながりやすいところの一つとして機能していたと認識しています。今後、コロナだけではなく、いろいろなこういった危機が必ずくると思うので、そういったときに司法セクターも頑張らなくてはいけないのですが、相談窓口、情報提供の窓口が危機に関わらず機能していくような形で継続していけるように考えていただければと思っています。

#### **(沼尾委員)**

留学生の就職支援というところで、県の方では、中小企業の海外展開支援というものをやられているということが資料に記載されていますので、この支援している中小企業が留学生を積極的に採用できるようつながりまで作っていただけたら留学生にとってはよいことなのではないかと思っています。もう一点、「外国につながるのある子どもたちへの取組み」の「小・中学校における支援」というところには、小・中学校だけではなく園も含めていただきたいと思っています。福祉子どもみらい局で、幼稚園や保育園における外国につながるのある子どもたちへの支援の手引書が作られているようであれば、それを周知していただきたいと思っています。それができていないようであれば、これから支援の手引書を作る方向性を打ち出していくことをお願いしたいと思っています。

#### **(大橋委員)**

南アジアのことについて、毎日新聞を読んでいます。世界的に問題になっているのは、ワクチンの不平等の格差が広がっているということがあります。アフリカなどはまったく始まっていません。始まったとしても有力者であったり、金持ちの人が優先して受けられて、難民キャンプにいる人や、難民キャンプにも入れないような人は受けられないということが起きてくると思います。日本にそのような人がたくさんいるわけではないのですが、外国

籍の人でも年寄りから優先といっても年寄りは情報のアクセスが弱いので、そのような人たちにも確実に伝わるように、この後で、外国籍県民かながわ会議の人とも話し合いますが、いろいろな形で情報が確実に伝わるようにする必要があります。特に、ワクチンや治療体制については、一番表に出てこないインドレストランで働いている人や、老人の方にも確実に情報が伝わるようにすることが、極めて重要であると思います。その人たちが取り残されれば、私たちも安全ではいられないというように思っており、取り組んで行くことが大事だと思います。

いろいろなウェビナーに参加するととてもよい機能があることが分かります。同時通訳の機能があるウェビナーもあります。そのようなものを県や、財団、市町村や行政から委託を受けたNPOなどが、いろいろなところで貸し出すような機能があってもよいと思います。今は、業者に頼まないといけないのですが、そうすると多言語の壁というものが簡単に破れたりすることもあるように思います。香港などで会議があると5言語くらいで対応しているものもあるので、複雑なものでも、Zoomよりも少し高額で機能が付いており、難しくなく使えるものを、簡単に使えるような仕組みがあると多言語でいろいろなことをするにはよいのではないかと考えています。あまりきちんと下調べをして言っていないので、分からないところもありますが、国際的なウェビナーに参加しているとこの機能があるので、もっと簡単に教育やいろいろな場面で使えるようになるとよいのではないかと感じています。

本日の意見をいろいろと参考にさせていただいて、来年度にも是非生かしていただきたいと思っています。

以上をもって、本日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

#### **(国際課長)**

委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。地域日本語教育について、我々が施策を進めている中で、日々課題として実感していることを委員の皆様からポイントを突いた形で御意見をいただきました。制度上の枠組みがあり、行政の中でも国際部門だけでは解決できないこと、他団体との連携がないと進められないことが多々ございます。本日いただいた御意見につきましては、今後の本県の国際施策の推進に向けて、できる限り反映できるように努めてまいりたいと思います。また、コロナ禍における外国籍県民支援や、国際交流についても御意見をいただきまして、ありがとうございました。

なお、この後、14時半から「外国籍県民かながわ会議」に御参加いただく委員の方につきましては、引き続き長時間になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

令和2年度の会議につきましては、今回が最後ということになりますが、来年度についても引き続き、地域日本語教育や「外国籍県民かながわ会議」との連携につきましては、引き続き進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回、不慣れな中でのZoomでの開催ということで、御不便をお掛けしたと思いますが、御協力いただきまして、ありがとうございました。